

公文書一部開示決定通知書

道有林第183号
令和4年(2022年)5月17日

野村 一也 様

北海道知事 鈴木 直道



令和4年(2022年)4月19日開示請求のあった公文書について、北海道情報公開条例第14条第1項の規定により、次のとおりその一部を開示することと決定したので、通知します。

| | | |
|------------------------|--|--|
| 1 公文書の名称 | 別紙のとおり | |
| 2 開示の日時及び場所 | 日時 | 令和4年(2022年)5月19日以降 |
| | 場所 | 虻田郡倶知安町北1条東2丁目 後志総合振興局総務課 行政情報コーナー 電話 0136-23-1300 |
| 3 開示しない部分の概要及びその理由 | 概要 | 別紙のとおり |
| | 理由 | 別紙のとおり |
| 4 開示しない部分を開示することができる期日 | 令和 年(年) 月 日 | |
| 5 担当部課等 | 北海道水産林務部森林環境局道有林課道有林管理係 電話 011-204-5519 | |
| 6 備考 | | |

- この一部開示決定（以下「処分」という。）に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、北海道知事に対して審査請求をすることができます。
 - この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日（1による審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、北海道（訴訟において北海道を代表する者は、北海道知事となります。）を被告として、札幌地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、処分又は裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、処分又は裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。
- 注
- 開示を受けたときは、これによって得た情報を濫用して、道民生活、企業活動などを侵害したり、不当な利益を享受したりすることのないよう適正に使用してください。
 - 指定された開示の日時が都合の悪い場合には、あらかじめ担当部課等へ連絡してください。
 - 開示を受ける際には、この通知書を提示してください。
 - 4の欄は、開示しない部分について開示することができる期日をあらかじめ明示できるときにその期日を記入してありますので、その部分の開示を希望する場合には、当該期日以後に改めて開示請求をしてください。

(日本工業規格A4)

別紙

| 番号 | 公文書の名称 | 開示しない部分の概要及びその理由 | |
|----|---|---|--|
| | | 概要 | 開示しない理由 |
| 1 | 電子メール（9/13打合せ結果について・平成28年(2016年)9月14日） | <ul style="list-style-type: none"> ・個人の職・氏名（法人役員及び公務員を除く） ・職員番号 | <ul style="list-style-type: none"> ・北海道情報公開条例第10条第1項第1号に該当 ・個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され得るもののうち、通常他人に知られたくないもの（以下「第1号情報」という。）と認められるため。 |
| | | <ul style="list-style-type: none"> ・打合せ結果 | <ul style="list-style-type: none"> ・北海道情報公開条例第10条第1項第2号に該当 ・法人の営業上の事項に属する情報が記載されており、開示することにより、当該法人の事業活動が不当に損なわれるもの（以下「第2号情報」という。）と認められるため。 ・北海道情報公開条例第10条第1項第6号に該当 ・正式な手続に至るまでの事務手続に関するものであり、開示することにより、将来の同種の事務若しくは事業の公正を著しく困難にするもの（以下、「第6号情報」という。）と認められるため。 |
| 2 | 電子メール（チセヌプリスキー場の権利譲渡について・平成28年(2016年)6月14日） | <ul style="list-style-type: none"> ・個人の職氏名（法人役員及び公務員を除く） ・職員番号 | <ul style="list-style-type: none"> ・第1号情報に該当 |
| | | <ul style="list-style-type: none"> ・打合せ内容 | <ul style="list-style-type: none"> ・第2号情報に該当 |
| | | | <ul style="list-style-type: none"> ・第6号情報に該当 |

送信元: "大島_司"<ooshima.tsukasa@pref.hokkaido.lg.jp>

宛先: "大島_司"<ooshima.tsukasa@pref.hokkaido.lg.jp>

CC:

表題: 9/13打合せ結果について

日時: 2016年09月14日水曜日 15:42 (+0900)



道有林課伊藤主幹 様

お疲れ様です。
昨日のクリスベック氏ほかとの打合せについて別添のとおりメモを作成しましたので、
お知らせします。

これから契約に向かい、
いことがあれば
またお伺いしますので、よろしくお願ひします。

★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★
北海道後志総合振興局森林室
主幹 大島 司
〒044-0034 倶知安町南4条西1丁目
TEL:0136-22-1152
FAX:0136-22-3749
E-mail: ooshima.tsukasa@pref.hokkaido.lg.jp
★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★

打合せ結果(9/13).jtd

◎蘭越町チセヌプリスキー場権利承継に係る打合せ

開催日時：平成28年9月13日(火) 16:30~17:10

出席者：MMP クリストファーペック

JRT

森林室 山口森林室長・土田管理課長・犬島

【打合せ内容】

[Redacted content]

[Redacted content]

[Redacted content]

[Redacted content]

送信元: "大島_司"<ooshima.tsukasa@pref.hokkaido.lg.jp>
宛先: "大島_司"<ooshima.tsukasa@pref.hokkaido.lg.jp>
CC:
表題: チセヌプリスキー場の権利譲渡について
日時: 2016年06月14日火曜日 10:37 (+0900)



道有林課 伊藤主幹 様

おはようございます。
昨日の蘭越町及びJRTトレーディングとの打合せにつきまして、
別添のとおり開催状況等を送信しますので、よろしくお取りはからい願います。
なお、資料中の確認事項につきまして、本庁でご協議の上、ご回答いただけるの
で
あれば、ご回答いただきたく、また、必要であれば、こちらから状況等も含めて、
ご説明にお伺いすることも可能ですので、内容ご確認の上、お知らせください。

お忙しい中、お手数おかけしますが、よろしくお願いいたします。
(近々に振興局長には、情報入力する予定です。)

★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★
北海道後志総合振興局森林室管理課
主幹 大島 司
〒044-0034 倶知安町南4条西1丁目
TEL:0136-22-1152
FAX:0136-22-3749
E-mail: ooshima.tsukasa@pref.hokkaido.lg.jp

★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★

6/13チセ打合せ関係.jtd

H28.6.14
及川局長に説明済み

チセヌプリスキー場の権利譲渡に係る打合せについて

日時：平成28年6月13日（月） 15:50~16:50

場所：森林室長室

出席者：蘭越町山内総務課長

（有）JRTトレーディング 代表取締役 クレイトン カナハン氏

森林室 山口室長 土田管理課長 大島主幹

【内容】

[REDACTED]